

府立学校産学官共創教育モデル事業企画運営等業務 に係る企画提案公募要領

大阪府教育庁では、大阪・関西万博における府立学校生の活動を通じて得られた教育的成果を、一過性のものとせず、万博後の府立学校における探究的・共創的な学びへと継承・発展させることを目的として、「府立学校産学官共創教育モデル事業」を実施します。

本事業では、府立学校に通う生徒が、企業・大学等の多様な主体と連携しながら、社会課題を起点とした商品やサービスの構想、試作、実証に取り組み、社会実装までを見据えた探究活動を行います。本事業については、専門的知見や企画力、調整力を有する民間事業者のノウハウを活用し、教育的効果を満たした質の高い事業運営を実現するため、企画提案公募により受託事業者を募集します。

本事業は「令和8年度大阪府一般会計予算」の成立を前提に事業化される停止条件付き事業です。予算が成立しない場合には、提案を公募したに留まり、効力は発生しませんので、あらかじめご了承ください。

1 事業名

府立学校産学官共創教育モデル企画運営等業務

2 事業の趣旨・目的

本事業は、府立学校生が学校の枠を越えてチームを編成し、企業・大学等の多様な主体と協働しながら、社会課題を起点とした探究活動に取り組むことを目的とする。

生徒が自ら構想したアイデアを、対話や試行錯誤を重ねながら具体的な形へと発展させていく過程を通じて、主体的に学び、他者と協働し、新たな価値を創造する力を育成する。

あわせて、本事業を通じて得られた成果やノウハウを蓄積・共有し、事業終了後も各学校が自立的に共創的な取組を展開できる基盤の構築をめざす。

3 事業概要

受託者は、府立学校生が参加する「府立学校産学官共創教育モデル事業」を運営し、以下の①～⑦に掲げる内容を一体的に実施するものとする。

① 探究テーマ創出、チーム編成及び伴走支援の企画・運営

生徒が主体的に社会課題を起点とした探究テーマを設定できるよう支援するとともに、学校の枠を超えたチーム編成を行う。また、各チームに対し、探究活動が円滑かつ効果的に進むよう、継続的な伴走支援を企画・運営する。

② 企業・大学等との連携体制の構築及び調整

探究テーマに応じて、企業、大学、研究機関等との連携体制を構築し、生徒の学びが社会と接続されるよう調整を行う。あわせて、連携機関との役割分担や協働体制を整理し、円滑な共創活動の実施を図る。

③ AI やメタバース等の先端技術を活用した学習・共創環境の構築

AI、大阪府のメタバース空間である大阪府立バーチャル高校（愛称：EEnen）等の先端技術を活用し、生徒が時間や場所の制約を超えて学習・共創に取り組むことができる環境を構築する。

また、教育的配慮及び安全性に留意した運用を行う。

④ 成果発表イベント、交流会、研修会等の企画・運営

生徒の探究活動の成果を社会に発信するため、成果発表イベントを企画・運営するとともに、生徒同士や連携機関との交流を促進する交流会等を実施する。

⑤ 事業成果及びノウハウの蓄積・共有を目的としたデータベースシステムの構築

本事業を通じて得られた成果物、プロセス、指導ノウハウ等を蓄積・共有するためのデータベースシステムを構築し、府立学校が将来的に自走的な共創プロジェクトを展開できる基盤を整備する。

⑥ 事業全体の進捗管理、運営管理及び諸手続き

本事業を円滑に実施するため、全体の進捗管理、運営体制の構築、関係者との連絡調整、各種手続き等を適切に行う。

⑦ 広報・情報発信（生徒募集、成果発信等）

生徒募集及び事業内容・成果の周知を目的として、SNS等を活用した広報・情報発信を行い、府立学校における探究・共創型学習の魅力を広く発信する。

4 委託上限額

総額 594,000 千円（消費税及び地方消費税を含む）

ただし、令和8年度は198,000千円、令和9年度は198,000千円、令和10年度は198,000千円をそれぞれ上限とする。

また、提案にあたっては、各年度における事業実施内容に対応した予算使用計画を明確に示すこと。

5 スケジュール

令和8年3月23日（月）	公募開始
令和8年3月27日（金）	説明会開催
令和8年4月3日（金）	質問受付締切
令和8年4月17日（金）	提案書類提出締切
令和8年4月28日（火）	選定委員会（プレゼンテーション審査）
令和8年5月中旬頃	選定結果の通知
令和8年5月下旬頃	契約締結
契約締結日	事業開始
令和11年3月30日（金）	事業終了

6 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

- ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - エ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者
 - ク 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。
- (4) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近 1 事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- (5) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (6) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (7) 次のアからウのいずれにも該当しない者であること。
- ア 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和 2 年大阪府規則第 61 号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第 3 条第 1 項に規定する入札参加除外者（以下「入札参加除外者」という。）
 - イ 暴力団排除措置規則第 9 条第 1 項に規定する誓約書違反者（以下「誓約書違反者」という。）
 - ウ 暴力団排除措置規則第 3 条第 1 項各号のいずれかに該当すると認められる者
- (8) 府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成 14 年法律第 101 号）第 2 条第 4 項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

7 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

「6 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

(1) 公募要領の配布及び応募書類の受付

ア 配布期間

令和8年3月23日（月）から令和8年4月17日（金）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後4時まで）

イ 配布場所及び受付場所

大阪府教育庁教育振興室高校改革課実業教育グループ
住 所：大阪市中央区大手前3丁目2-12 別館5階
電話番号：06-6944-7055

ウ 配布方法

上記「イ 配布場所及び受付場所」で配布するほか、高校改革課ホームページ
(https://www.pref.osaka.lg.jp/o180030/koto_kaikaku/kyousou-model.html) からダウンロード
できます。

（郵送による配布は行いません。）

エ 受付期間

令和8年3月23日（月）から 令和8年4月17日（金）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後4時まで）

オ 提出方法

書類は必ず受付場所に持参してください。（郵送による提出は認めません。）

カ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2) 応募書類（以下、記載例）

ア 応募申込書（様式1：1部）

イ 企画提案書（様式2：1部）

ウ 応募金額提案書（様式3：1部）

エ 事業実績申告書（様式4：1部）

オ ア～エの電子媒体（CD-R等）

カ 共同企業体で参加の場合

① 共同企業体届出書（様式5：1部）

② 共同企業体協定書（写し）（様式6：1部）

③ 委任状（様式7：1部）

④ 使用印鑑届（様式8：1部）

キ 誓約書（参加資格関係）（様式9：1部）

ク 定款又は寄付行為の写し（1部）（原本証明してください。）

ケ ① 法人登記簿謄本（1部）

・ 法人の場合に提出してください。

・ 発行日から3カ月以内のもの

- ②本籍地の市区町村が発行する身分証明書（1部）
 - ・個人の場合に提出してください。
 - ・発行日から3カ月以内のもの
 - ・準禁治産者、破産者でないことが分かるもの
- ③法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明（1部）
 - ・個人の場合に提出してください。
 - ・発行日から3カ月以内のもの
 - ・「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明
- コ 納税証明書（各1部）（未納がないことの証明：発行日から3カ月以内のもの）
 - ①大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書
 - ・大阪府内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えます。
 - ②税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
- サ 財務諸表の写し（1部：最近1カ年のもの、半期決算の場合は2期分）
 - ①貸借対照表
 - ②損益計算書
 - ③株主資本等変動計算書
- シ 障害者雇用状況報告書の写し（1部）
 - ・「障害者の雇用の促進等に関する法律」により事業主（常時雇用労働者数が43.5人以上）に義務化されている「障害者雇用状況報告書（様式第6号）」の写し
 - ・本店所在地管轄の公共職業安定所に提出済で受付印のあるもの（インターネットによる報告をした場合は、受付印は不要ですが、到達を確認できる書類を併せて提出して下さい。）
 - ・報告義務のある方のみ提出してください。
- (3) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。
- (4) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。
- (5) その他
 - ア 応募は1者1提案とします（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。
 - イ 応募書類はモノクロ（白黒）としてください。
 - ウ 応募書類の提出に際しては、正本、コピーそれぞれ1セットずつA4ファイルに綴って提出してください。応募書類は電子媒体（CD-R等）での提出もお願いします。
 - エ 表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入してください。
 <記入例>「府立学校産学官共創教育モデル企画運営等業務」提案書
 株式会社〇〇（法人名）
 - オ 書類提出後の差し替えは認めません（大阪府が補正等を求める場合を除く）。
 - カ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

8 説明会

(1) 開催日時

令和8年3月27日（金） 午前10時から午前11時まで

(2) 開催形態

オンライン開催（Microsoft Team）

(3) 申込方法

「件名」の始めに「【説明会申込：府立学校産学官共創教育モデル企画運営等業務＜事業者名＞】」と明記して、電子メール（アドレス：kokokaikaku-g02@gbox.pref.osaka.lg.jp）でお申し込みください。

メール本文に、（法人の場合は）法人名、参加者職氏名、連絡先、参加人数（1者につき2名まで）を記入してください。 ※口頭、電話による申し込みは受け付けません。

(4) 説明会への申込期限

令和8年3月26日（木） 午後4時まで

9 質問の受付

(1) 受付期間

公募開始日から令和8年4月3日（金） 午後4時まで

(2) 提出方法

電子メール（アドレス：kokokaikaku-g02@gbox.pref.osaka.lg.jp）で受け付けます。

ア 「件名」の始めに「【質問提出：府立学校産学官共創教育モデル企画運営等業務＜事業者名＞】」と明記してください。

イ 電子メール送信後、必ず電話で受信の確認をお願いします。

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後4時まで）

ウ 質問への回答は大阪府教育庁教育振興室高校改革課ホームページ

（https://www.pref.osaka.lg.jp/o180030/koto_kaikaku/kyousou-model.html）に掲示し、個別には回答しません。

10 審査の方法

(1) 審査方法

ア (2)の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案者（及び次点者）を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とします。

イ 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行います。プレゼンテーション審査の日は、事前に通知を行います。

プレゼンテーション審査にはパワーポイント等の機材は使用できませんのでご了承ください。

ウ 最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100点満点中60点以下の場合は採択しません。

なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

エ 最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査基準

審査項目	審査内容	配点
企画・教育点	本事業の趣旨及び目的を踏まえた企画となっていること。 探究・共創型の学習として、教育的妥当性及び生徒の主体性を高める内容となっていること。 事業の円滑な実施に向けた支援の考え方が適切に示されているか。 生成 AI やメタバース等の先端技術が教育的配慮のもと適切に活用されているか。 3年間を見通した計画となっており、事業終了後の自走化を見据えた運営が期待できるか。	30点
共創・連携点	企業・大学等との共創が実効性をもって成立する連携体制・伴走支援の仕組みが構築されているか。 参加する生徒の興味関心を出発点としてチームのテーマを設定し、社会実装するための伴走方法が示されているか。 テーマ毎に連携できる見込みのある企業が示されていること。	30点
データベース・基盤構築点	事業を通じて得られる成果や知見を蓄積・共有するための基盤が、将来的な活用や発展を見据え、継続性及び発展性が期待できる構想となっているか。また、事業終了後も学校の枠を超えたチーム編成や企業との共創による探究活動ができる仕組みとして有効に機能することに加え、最小限の費用で運用することができる構想となっているか。	20点
運営・管理点	事業全体のスケジュール、進捗管理、運営体制及び役割分担が明確であるか。 課題発生時の対応を含め、リスク管理が適切に示されているか。 事業費の執行及び経理処理について、適切かつ透明性の高い管理体制が構築されているか。	10点
価格点	価格点の算定式 満点（10点）×提案価格のうち最低価格／自社の提案価格	10点
合計		100点

(3) 審査結果

ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、応募いただいた全応募者に通知します。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を大阪府教育庁教育振興室高校改革課ホームページ

(https://www.pref.osaka.lg.jp/o180030/koto_kaikaku/kyousou-model.html) において公表します。

なお応募者が2者であった場合の次点者の得点は公表しません。

① 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点

* 品質点・価格点を配点した場合の価格点・提案金額

② 全提案事業者の名称 * 申込順

③ 全提案事業者の評価点 * 得点順 内容は①に同じ

④ 最優秀提案事業者の選定理由 * 講評ポイント

⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由

⑥ その他（最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由）

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

11 契約手続きについて

(1) 契約交渉の相手方に選定された者と大阪府との間で協議を行い、契約を締結します。

(2) 契約金額の支払いについては、年度ごとの精算払いとします。

(3) 契約に際して、暴力団排除措置規則第8条第1項に規定する誓約書（様式10）を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、大阪府は契約を締結しません。

(4) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、暴力団排除措置規則第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当したと認められるときは、契約を締結しません。

(5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。

ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者

イ 府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者

(6) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

ア 国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。

イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の8割に相当する金額による。

ウ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。

エ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。

オ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。

この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。

カ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価

値は保証書に記載された保証金額による。

(7) (6)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。

ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の5以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない。

イ 大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第68条第3号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出（国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模（当該契約金額の7割以上）の契約履行実績が過去2年間で2件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき）。

ウ 大阪府財務規則第68条第6号に該当する場合。

12 その他

応募提案にあたっては、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得、公募要領、仕様書等を熟読し遵守して下さい。